

労審発第848号

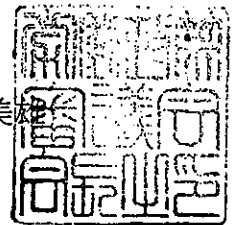
平成28年3月31日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 殿

労働政策審議会

会長 樋口 美雄



平成28年3月31日付け厚生労働省発職雇0331第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

平成 28 年 3 月 31 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働政策審議会 職業安定分科会

分科会長 阿部 正浩

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の
一部を改正する省令案要綱」について

平成 28 年 3 月 31 日付け厚生労働省発職雇 0331 第 2 号をもって労働政策審議
会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

平成 28 年 3 月 31 日

労働政策審議会 職業安定分科会
分科会長 阿部 正浩 殿

労働政策審議会 職業安定分科会
雇用対策基本問題部会
部会長 阿部 正浩

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の
一部を改正する省令案要綱」について

平成 28 年 3 月 31 日付け厚生労働省発職雇 0331 第 2 号をもって労働政策審議会
に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。